

「港湾の施設の技術上の基準を定める省令の改正」に対する主な意見等の概要とそれに対する国土交通省の考え方について

対象部分	寄せられた主なご意見等の概要	国土交通省の考え方
2. (1). ⑥	RC等の部材設計では通常、各限界状態の性能規定値以下であることを照査しており、“軽微な修復により機能を回復できる程度”を表す性能規定を定めることは困難だと思われる。	施設を構成する部材の要求性能につきましては、RC等の部材だけではなく、施設を構成する部材全般的に規定を設けるものであり、“軽微な修復により機能を回復できる程度”の性能を求める部材がありますので、原案通りとすることが適切と考えております。
2. (2) 水域施設	水域施設はその水深の維持が重要。河川港では港湾全域に土砂が堆積し、維持しゅんせつが欠かせないため、水域施設の要求性能の一つとして、「土砂の堆積状況に照らし、供用に必要な場所に設置する。」など、追加することを提案する。	水域施設の配置については、土砂の堆積状況を考慮する必要性がありますが、他にも利用状況等を総合的に考慮して決定するものと考えています。2. (2)①で示すとおり、「水域施設は、地象、気象、海象その他の自然状況及び船舶の航行その他の当該施設周辺の水域の利用状況に照らし、適切な場所に設置するものとする。」と規定しており、ご意見の観点は、2. (2)①に含まれていると考えていることから、原案通りとすることが適切と考えております。
2. (3). ⑥	例えば、高潮時に水門の門扉を閉鎖した場合、内水氾濫を起こす可能性がある場合これを不要な内水と表現しているのか。不要な内水の排除が行えるよう、供用に必要な要件を満足していることと記載されているが、不要な内水の記載を具体的、表現として頂きたい。	不要な内水とは、通常時、高潮時を問わず、排除する必要のある内水を想定しています。 高潮時に水門を閉めた時に内水の氾濫が懸念される場合には、内水を排除するための措置を一体的に講ずる必要があり、現地の状況等に応じて適切に設計者が判断するものとして、原案通りとすることが適切と考えております。
2. (3). ⑨	突堤について、レベル1地震動を考慮することは現実的でないと思われる。	突堤については、波浪等の影響が大きいことからレベル1地震動に対する性能照査を省略する事例が多いですが、設置水深が深く、設計波高が小さい場合等、レベル1地震動による作用が支配的になることがありますので、原案通りとすることが適切と考えております。
2. (4). ⑨	係留施設の付帯設備（係船柱、防衝工、車止め、・・・）で、レベル1地震動は通常考慮していない。レベル2地震動に対する照査も困難だと思われる。	係留施設の附帯施設の種類により、レベル1地震動やレベル2地震動を考慮すべき場合（荷役機械の基礎）がありますので、原案通りとすることが適切と考えております。